

事務所通信
Progress
 多くの資源を輸入に頼っているわが国では、ロシアによるウクライナ侵攻及びF.安の影響を日本産原材料の輸送費の高騰により、今年に入ってから多くの物が値上げとなっており、物価の高騰は人々の生活ばかりでなく活動においても大きな影響を与えています。先月の参院選で単独過半数を獲得した自由民主党も、物価高・エネルギーの対策を打ち出しています。では、その財源となる税金はどのようにして計算され、どこに納付されているのでしょうか？

令和2年8月号(発行) (中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島 2370 番地 14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第183号
 発行担当者 日本武史

今月のテーマは、もうご存知の方も多いとは思いますが改めて、税金の計算方法と納付先についてです。

法人の税金ですが、法人形態や資本金の額及び所在地により税率や均等割りの金額が異なりますので、倉敷市に本店所在地があり、他の支店を持たない従業員 10 人で資本金 1,000 万円の普通法人をモデルケースとしています。

法人には、法人税及び法人県民税・法人事業税（特別法人事業税を含む）並びに法人市町村民税が課されます。モデルケースの法人の場合は下記の税率となります。

	法人事業税(所得割)	特別法人事業税	法人税	地方法人税	法人県民税	法人市町村民税
年 400 万円以下の所得	3.5%	法人事業税所得割 × 37.0%	15%	法人税額 × 10.3%	法人税額 × 1.0% (1)	法人税額 × 8.4%
年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	5.3%					
年 800 万円を超える所得	7.0%		23.2%			
均等割(2)					21,000 円	50,000 円

(1)法人税割の課税標準となる法人税額が 1,500 万円を超える場合は 1.8%

(2)均等割は所得金額に関わらず、事業所が設置されていると課税されます。

納付先は（実際には銀行等で納付します）

法人税及び地方法人税・・・国（各税務署）

法人事業税（所得割）及び特別法人事業税・・・本店所在地のある都道府県
 （支店があり分割法人として申告する場合は支店のある都道府県）

法人県民税・・・本店所在地のある都道府県
 （支店があり分割法人として申告する場合は支店のある都道府県）

法人市町村民税・・・本店所在地のある市町村
 （支店があり分割法人として申告する場合は支店のある市町村）

法人の所得に対して、国・都道府県・市町村それぞれに税金を計算して納付する事になります。決算書の勘定科目で、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」はこの国・都道府県・市町村に納付する税額の年額を表しており、貸借対照表の「未払法人税等」は既に納付している中間納付額を差し引いた残り税額で決算終了後に納付する税額を表しています。他に消費税がある場合は別の科目で「未払消費税等」として表示されます。

税率の表を見て頂くと、所得の金額に応じて税率の異なる部分があり、図に表すと次のようになります。

所得から計算される税率	400万円以下	400万円超、800万円以下	800万円超
法人税	15.000%	15.000%	23.200%
地方法人税	1.545%	1.545%	2.390%
法人事業税	3.500%	5.300%	7.000%
特別法人事業税	1.295%	1.961%	2.590%
法人県民税	0.150%	0.150%	0.232%
法人市民税	1.260%	1.260%	1.949%
税率計	22.750%	25.216%	37.360%

（一部の税金については、所得以外を課税標準としているものがある為、所得を基準とした税率として考えています）表を見て頂くと分かりますが、所得金額が多い部分については高い税率で計算される事になります。単年での所得金額だけを見ますと、同じ所得であれば同じ税額が計算される事となりますが、数年単位で見た場合、所得金額に変動がある場合は、所得金額に乗じる税率が異なる事により、税引後利益の金額に影響があります。

また、**法人事業税及び特別法人事業税**については、支払った期の所得の金額の計算上損金として減算されます。

それではモデルケースの会社について、税引前当期純利益と税額及び当期純利益について、ケース 及びケース それ

ぞれ計算してみます。（計算が複雑になる為中間納付の事業税は考慮していません）

ケース	第1期	第2期	第3期	1～3期合計	第4期	4期合計	ケース	第1期	第2期	第3期	1～3期合計	第4期	4期合計
税引前利益	8,000,000	8,500,000	8,500,000	25,000,000	4,450,700	29,450,700	税引前利益	8,000,000	500,000	16,500,000	25,000,000	4,781,200	29,781,200
加算				0		0	加算				0		0
減算		482,200	483,700	965,900	483,700	1,449,600	減算		482,200	600	482,800	1,297,200	1,780,000
所得	8,000,000	8,017,000	8,016,000	24,033,000	3,967,000	28,000,000	所得	8,000,000	17,000	16,499,000	24,516,000	3,484,000	28,000,000
法人税	1,200,000	1,203,900	1,203,700	3,607,600	595,000	4,202,600	法人税	1,200,000	2,500	3,171,700	4,374,200	522,600	4,896,800
地方法人税	123,600	124,000	123,900	371,500	61,200	432,700	地方法人税	123,600	200	326,600	450,400	53,800	504,200
事業税	352,000	353,100	353,100	1,058,200	138,800	1,197,000	事業税	352,000	500	946,900	1,299,400	121,900	1,421,300
特別法人事業税	130,200	130,600	130,600	391,400	51,300	442,700	特別法人事業税	130,200	100	350,300	480,600	45,100	525,700
法人県民税	12,000	12,000	12,000	36,000	5,900	41,900	法人県民税	12,000	0	31,700	43,700	5,200	48,900
法人市民税	100,800	101,100	101,100	303,000	49,900	352,900	法人市民税	100,800	200	266,400	367,400	43,800	411,200
県均等割	21,000	21,000	21,000	63,000	21,000	84,000	県均等割	21,000	21,000	21,000	63,000	21,000	84,000
市均等割	50,000	50,000	50,000	150,000	50,000	200,000	市均等割	50,000	50,000	50,000	150,000	50,000	200,000
平均税率	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%	22.7%	23.8%	平均税率	24.0%	20.6%	30.9%	28.6%	22.7%	27.9%
税金合計	1,989,600	1,995,700	1,995,400	5,980,700	973,100	6,953,800	税金合計	1,989,600	74,500	5,164,600	7,228,700	863,400	8,092,100
税引後利益	6,010,400	6,504,300	6,504,600	19,019,300	3,477,600	22,496,900	税引後利益	6,010,400	425,500	11,335,400	17,771,300	3,917,800	21,689,100

ケース もケース も第 1 期の税引前利益は 800 万円ですので同じ税額となります。

しかし第 1 期から第 3 期までの税引前利益は合計 2,500 万円と同じですが、**税引後利益**はケース は **19,019,300 円**、ケース は **17,771,300 円**と、同じ税引前利益でも税引後利益は 1,248,000 円と差が出ています。これは税率の差もありますが、翌期に支払う事業税の減算により所得が減少する事も一つの要因です。そこで第 4 期は第 1 期から第 4 期の所得金額が同じになるように税引前利益を調整して税金を計算してみます、第 1 期から第 4 期の**所得金額の合計が 2,800 万円**として計算し、**税引後利益**を比べますと、ケース は **22,496,900 円**、ケース は **21,689,100 円**となり、4 期の合計が同じ所得でも 807,800 円の差が出ています。しかも、税引前利益はケース よりケース の方が少ないにもかかわらず、税引後利益は多くなるという状況になっています。

つまり、税率の低い部分で課税される機会が多いほど税額が少なく計算されますので、極力所得の変動をおさえる事により節税効果があると考えられます。

事業の存続には利益が必要で、利益が出れば納税が発生し、税引後利益しか会社に残せません。ですから出来れば多く残したいものです。そこで会社に残せる税引後利益を多くするためには所得の変動をおさえる事が効果的です。

とは言え、所得の調整は困難で簡単な事ではありません、そこで月次決算で現状を確認して頂き、営業活動や売り上げ計画、経費の使い方を調整する事などに月次決算書をご活用して頂ければ幸いです。

今月号は、法人の税金の事についてでしたが、個人の税金においても所得の変動により納税額に影響が発生しますし、法人とは異なる所得控除の考え方がありますので、さらに変動による影響が大きくなる場合がございます、個人の税金についてはまた次の機会にお伝えしようと思います。

Vision

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」
 今月の開催日は 8 月 18 日（木）です
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者様	申込期限
8 月 18 日(木)	6・7・8・9 月決算法人様	8 月 10 日(水)
9 月 8 日(木)	7・8・9・10 月決算法人様	9 月 2 日(金)
10 月 7 日(木)	8・9・10・11 月決算法人様	9 月 30 日(金)

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

8 月のスケジュール

10	水	* 7 月分源泉所得税・住民税の納付期限
18	木	* 経営計画書作成セミナー：Vision
31	水	* 6 月決算法人の確定申告期限及び納付期限 * 12 月決算法人の中間申告期限及び納付期限 * 個人事業主の消費税の中間申告及び納付期限 振替納税にされている場合は 9/28(水) が振替日となります。 * 消費税（4 期）の納付期限 （消費税の年税額 400 万円超の 3・9 月決算法人） * 消費税（毎月納付）の納付期限



当社は赤い羽根共同募金寄附付き
 地域支援プロジェクトに賛同しています。